

八尾市では人権が尊重され、共に認め合い、
幸せに暮らせる社会をめざしています

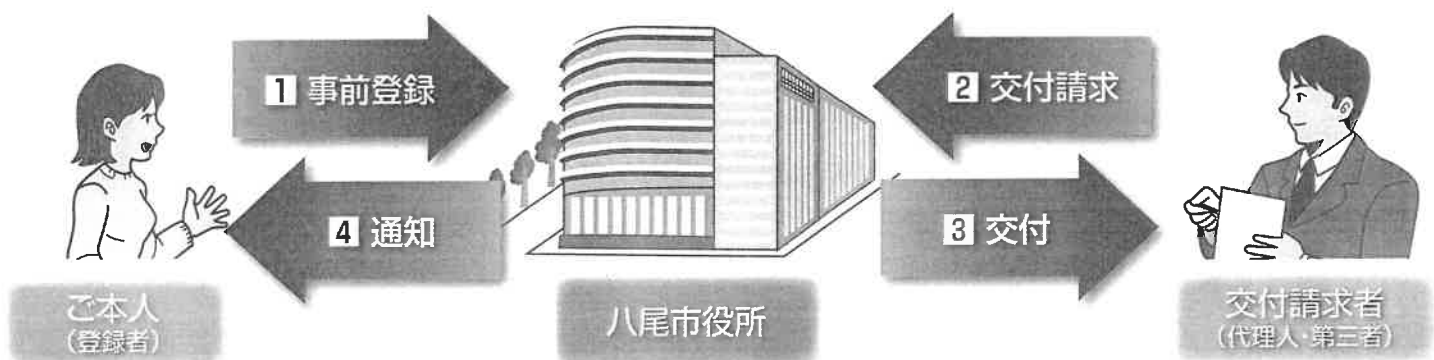
不正取得を防止するために

本人通知制度へぜひ登録を

「本人通知制度」とは？

住民票の写し、戸籍謄本などの
不正請求は人権侵害です。

この制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。



1 まず事前登録します。

通知を希望する方は、事前に登録してください。
登録費用は無料です。

登録できる人は

八尾市に住民登録や本籍のある方（過去にあった方も含みます）

登録の手続きは

市役所市民課及び市内各出張所及び桂・安中人権コミュニティセンターの窓口で申請してください。
郵送による申請も可能です。

2 登録した人に通知が届きます。

代理人やそれ以外の第三者に住民票の写しや戸籍謄本などを交付したとき、登録した方に交付年月日、交付請求者の区分、交付証明書の種別、交付通数を郵送で通知します。

※裏面に、よくあるご質問を掲載しています。

お問い合わせ先

八尾市人権ふれあい部

制度に関するご相談は、市民課 (072) 924-8549

人権に関するご相談は、人権政策課 (072) 924-9863

Q1 本人通知制度のねらいは

住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。第三者が職務上請求書を不正に使用し、戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に取得した事件が発生しております。個人の重要事項が記載された戸籍謄本や住民票の写しを不正に取り扱うことは、個人の人権を侵害する犯罪行為です。この制度が周知されることにより、委任状の偽造などによる不正請求や不必要な身元調査などの未然防止につながります。

A

Q2 事前登録の受付場所と時間を詳しく知りたい

A

【受付場所】 八尾市役所市民課・市内各出張所及び桂・安中人権コミュニティセンター
【受付時間】 月曜～金曜(祝日・年末年始[12/29～1/3]を除く) 午前8時45分～午後5時15分

Q3 事前登録の手続きに必要なものは

A

- ① 八尾市本人通知登録申請書(窓口及びホームページからもダウンロードができます。)
- ② 窓口へ来られる方の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳など)
- ③ 代理人(登録を希望する人から委任を受けた人)の場合は、委任状
- ④ 法定代理人(未成年の保護者や成年後見人)の場合は、戸籍謄本など資格を証するもの
※八尾市に本籍があり、八尾市が法定代理人の資格を確認できる場合は不要です。

Q4 本人通知制度の対象となる証明書ってどんなもの?

A

- ・住民票の写し(除籍を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍附票の写し(除かれた附票を含む)
- ・戸籍全部及び一部事項証明書(除籍を含む)
- ・戸籍謄本及び抄本(除籍を含む)
- ・戸籍記載事項証明書(除籍を含む)

Q5 通知される内容はどのような項目ですか?

A

- ・交付年月日
- ・交付請求者の区分
1.代理人 2.第三者(個人) 3.第三者(法人) 4.第三者(八業士)
- ・交付証明書の種別(住民票の写し、戸籍謄本など)
- ・交付通数

※八業士とは、弁護士・司法書士
土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士
弁理士・海事代理士・行政書士をいいます。
八業士は職務に必要な範囲で住民票の
写し等を取得することが認められています。

Q6 通知書に記載される内容は? また詳細が知りたい場合はどのようにすればよいか

A

通知書に記載される内容は、交付年月日、交付請求者の区分、交付証明書の種別、交付通数です。詳細を希望される場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく「個人情報開示請求」の手続きにて、該当する証明書の請求書の写しをご確認いただけます。ただし、同法律の規定により公開できる情報が制限される場合があります。

Q7 不正に取得された場合はどうすればいいのか

A

婚約解消や就職の内定取り消し等の不当な取扱い、人権侵害が疑われる場合など、ご不審な点がありましたら、人権政策課へご相談ください。